

科学技術・学術審議会 学術分科会 研究環境基盤部会（第92回）

議事次第

1. 日時 平成30年1月25日（木） 15:00～17:00

2. 場所 文部科学省15階 特別会議室

3. 議題

（1）今後の審議体制について

（2）国際共同利用・共同研究拠点（仮称）の認定の基準等
について

（3）その他

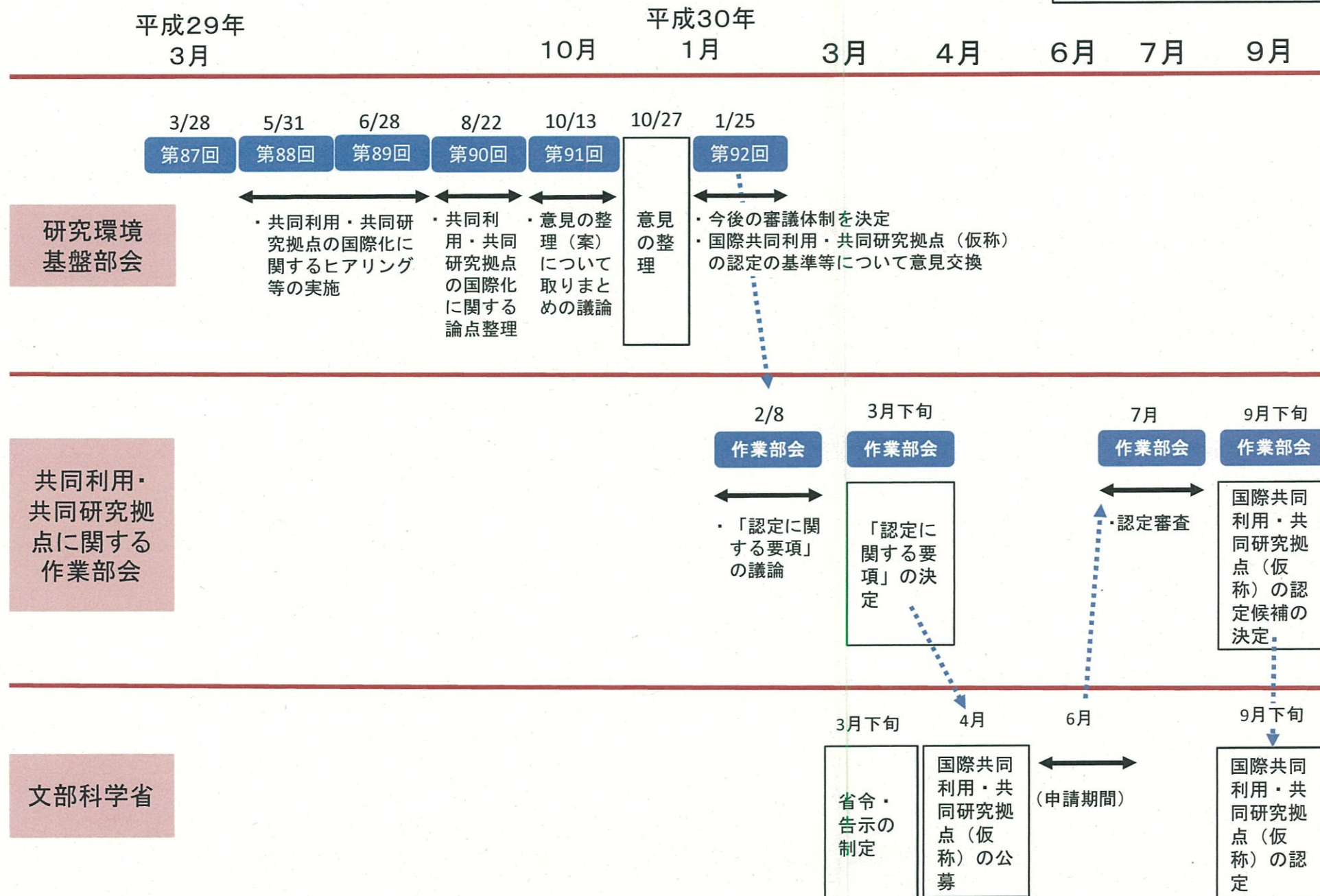
4. 配付資料

- 資料1 国際共同利用・共同研究拠点（仮称）に係る今後のスケジュール（案）
- 資料2 第9期科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会共同利用・共同研究拠点に関する作業部会の名称、調査審議事項等の変更について（案）
- 資料3 国際共同利用・共同研究拠点制度（仮称）に関する意見（国立大学附置研究所・センター長会議会長・国立大学共同利用・共同研究拠点協議会会長作成資料）
- 資料4 「国際共同利用・共同研究拠点（仮称）」の認定の基準等について
- 資料5 共同利用・共同研究体制に係る平成30年度予算（案）について
- 資料6 第9期における各作業部会での審議状況について
- 資料7 大強度陽子加速器施設評価作業部会の設置について（案）
- 参考資料1 共同利用・共同研究拠点における国際的な研究環境の整備について（意見の整理）
- 参考資料2 平成30年度科学技術関係予算案について

国際共同利用・共同研究拠点(仮称)に係るスケジュール(案)

資料1

科学技術・学術審議会 学術分科会
研究環境基盤部会(第92回) H30.1.25



資料3

科学技術・学術審議会 学術分科会
研究環境基盤部会(第92回)H30.1.25

2017年12月26日

文部科学省研究振興局学術機関課

課長 西井 知紀 殿

国立大学附置研究所・センター長会議会長 梶田 隆章

国立大学共同利用・共同研究拠点協議会会長 村上 正晃

国際共同利用・共同研究拠点制度（仮称）に関する意見

平素より国立大学の附置研究所、研究センター（附置研・センター）および共同利用・共同研究拠点の活動に対してご支援を賜り有難うございます。特に本年度は国際共同利用・共同研究拠点の制度をご検討いただき、感謝しております。この制度が成功し、日本の研究力の向上につながる事が非常に重要と考えております。そこで、具体的な制度設計が検討されている今の時期に、国立大学附置研究所・センター長会議と国立大学共同利用・共同研究拠点協議会での本制度に関する意見や要望をまとめましたので、意見書として提出させていただきます。ご検討くださいますよう、お願い申し上げます。

制度そのものに関する意見

（１）共同利用・共同研究拠点は、拠点が日本国内の様々な大学の研究室では持てないような中・大規模の実験装置や研究資料を整備・運用し、それを国内の研究者が共同利用したり、様々な共同研究の核となることで、日本の研究を活性化・高度化することにある。今回の国際共同利用・共同研究拠点制度でも、上記の基本的な考えは不変であると想定している。すなわち、国際共同利用・共同研究拠点制度は、国際拠点に選ばれた研究所のみが海外とポイント・トゥー・ポイントで国際的プレゼンスを向上させるのではなく、従来の共同利用・共同研究拠点制度によって構築されている日本国内の関連分野コミュニティ全体が、国際拠点に選ばれた研究所等を通して国際共同研究等を促進するためのものであり、そのことが日本全体の研究力向上に繋がるという観点が重要と考える。この原則に沿って、制度設計を更に進めていただくことを期待する。

（２）多くの拠点では、既に国際的にも高い研究業績を上げ、国内コミュニティと国際コミュニティとの共同研究等の窓口となっている。しかし、拠点における国際化に関する業務実施体制は、十分整備されていない場合が多々あり、拠点によっては、所属する多くの研究者に過剰の負担がかかっている場合もある。研究時間を確保し、研究力を更

に高めるという観点からも、国際共同利用・共同研究拠点制度に基づく国際化の体制強化のサポートは、大変有意義であろう。一方で、国際拠点のための条件設定を外形的に厳しくすると、結局研究者の研究時間の更なる減少などの深刻な副作用が懸念されるため、慎重な制度設計をお願いしたい。

(3) 極端な集中支援と支援打ち切り等による予算額の急激な減少は、拠点の組織運営を難しくする。特に拠点は日本の研究者コミュニティの当該研究分野を長年に亘って支えることが使命である。この点に関しても慎重な制度が設計されるべきである。例えば、国際拠点到一度なって、その後の審査で国際拠点として不適格となった場合でも、審査を通して現状の拠点到途切れることなく戻れるような制度が望まれる。

(4) 多くの研究所・拠点が、本制度を活用して研究の国際化を進めたいと希望している。一律の支援額ではなく、少額であっても国際化の推進が可能であると意見を表明している研究所・拠点も複数存在しており、トップの研究機関だけでなく、二番手三番手の研究機関も含めて採択数を増やすことが日本全体の研究の国際化にとって効率的であろう。ただし、国際拠点となった場合、今までの拠点基盤経費のサポートがなくなり全て国際拠点支援分（仮称）との方式では、少額の国際拠点支援分（仮称）の場合、支援額が減少となり効果を発揮し得ない。これらも加味した制度設計を要望する。

(5) 国際拠点申請に際しては、従来の拠点機能を包含するかたちで申請するとのことであるが、その場合、従来の共同利用・共同研究拠点到認定されている拠点の申請額は、拠点基盤経費とは別に、国際拠点支援分（仮称）を必要経費として要求するという制度設計を要望する。（現在、共同利用・共同研究拠点到認定されていない機関からの申請では国内、国際分を合計した要求額となると想定する。）もし、国際拠点支援分（仮称）の中に従来の拠点基盤経費を含めてしまうと、既存の単独型拠点到新たにネットワークを形成して申請する場合、もともとの拠点基盤経費の合算総額が国際化拠点支援分（仮称）の想定される額を超えてしまう場合がありうると懸念する。すなわち国際拠点となった場合に予算が減少し、既存の単独型拠点到によって新規にネットワークを形成・申請しにくくなる仕組みになってしまう。そのため、これらも加味した制度設計を要望する。

(6) 同一大学内、あるいは、同一地域内の異分野の研究所でネットワークを構築して申請するようなことは想定していないとの説明を受けたが、一方で、現状の共同利用・共同研究拠点到内の一団組織が国際拠点到申請できるのかなど、申請できる組織の要件に関して現状では共通の認識が得られていない。そのため、この点に関してお考えをなるべく早い段階で明示していただきたい。

申請・選考基準等についての意見

(1) 申請作業が各拠点において過度の負担となることがないように効率的な申請・選考の方法を工夫していただきたい。

(2) 一律の認定基準で認定選考した場合、特定の分野に認定拠点が偏ってしまう懸念がある。分野の特性も加味した多面的な認定審査をお願いしたい。特に文系の拠点からの申請に関しては、学問の特性を踏まえた認定基準の設定への希望が強い。具体的には以下の3点を考慮していただきたい。

(i) 英語または英語以外の外国語で書かれた国際共著書や国際会議報告書、研究対象国の言語で書かれ、研究対象国の有力ジャーナルや学術図書に掲載された論文の刊行実績（総数と質の両面）

(ii) 研究成果やデータベース等の学術資源が国際機関や外国政府・中央銀行等の政策や調査報告等で利用・引用された実績（総数と質の両面）

(iii) 有力な国際会議や海外での会議・研究会への招待講演、招待発表・報告実績（総数と質の両面）

(3) 認定基準の1から4のうち特に1と2を重要視していただきたい。特に、「国際的な運営体制」に過度の要求があると、そのための運営コストが非常に大きくなり、研究者の負担を大幅に増やし我が国の研究力をそぐことになりかねないとする。そのため、これらも加味した選考基準の設定を要望する。

(4) 国際化を進めるという考えから、国際化に関して現時点での国際化の状況のみならず、これから国際化を強化するという拠点計画も、認定の際、考慮されるべきではないかと考える。そのため、これらも加味した制度設計を要望する。

国際共同利用・共同研究拠点の運営に関する意見

(1) 国際共同利用・共同研究拠点制度は、研究の活性化・高度化を通じて、日本国内の研究を国際化することが目的である。そのため、運営面では過度の要求をせず、研究自体を推進するような運営をできることが必要である。具体的には、「国際的な運営体制」などの運営面に関しては、評価指数などを設定しない緩やかな制度とされるべきと考える。

(2) 国際共同利用・共同研究拠点制度は、国際共同研究を増やして、その結果日本の研究レベルを上げることが目的であるとする。しかし、外国人研究者に対して外国旅

費、国内滞在費、研究費などを丸抱えで研究をしてもらうというスタンスは明らかに相互性を欠く。従来から実施されているような国際共同研究のしくみに沿った予算執行が想定されている旨をあらかじめ明確にしていきたい。国際共同研究の場合、来日研究者の旅費、滞在費、研究費は基本的に全て先方持ちである。また例えば、JSPS の拠点形成では、(いわゆる発展途上国の) 外国人研究者が日本に渡航する旅費は先方持ち、日本国内での滞在費は日本持ち。日本人が外国に行く場合はその逆などとなっている。

(3) 国際拠点になった場合でも、国内研究者コミュニティの行う研究へのサポートをきちんと続け、また拠点が外国の研究機関等と共同で研究・運用などを行っている日本国外の研究拠点にて行う研究においても、今まで以上に国内の研究者をサポートできる運営がなされるべきである。

以上。

※ 文章中の二重下線は事務局によるもの

資料4

科学技術・学術審議会 学術分科会
研究環境基盤部会(第92回)H30.1.25

国際共同利用・共同研究拠点（仮称）の認定の基準等について

- 国際共同利用・共同研究拠点（仮称）の認定の基準に関しては、平成29年10月の「共同利用・共同研究拠点における国際的な研究環境の整備について（意見の整理）」において、次の4事項が示されている。
 - ①国際的にも質の高い研究資源を備えていること
 - ②卓越した研究者やリーダーが在籍するなど、国際的にも中核的な研究施設であること
 - ③外国の研究者に対する支援体制が充実していること
 - ④国際的に開かれた運営体制を構築していること
- 国際共同利用・共同研究拠点（仮称）制度の開始のため、来年度の公募に先立ち、「国際共同利用・共同研究拠点（仮称）の認定等に関する規程（文部科学省告示）」（仮称）及び「国際共同利用・共同研究拠点（仮称）の新規認定に関する要項」の策定が必要となり、これらの中で、上記の「意見の整理」を踏まえ、認定の基準や各基準に係る審査の観点等も記載することとなる。
- 「国際共同利用・共同研究拠点（仮称）の認定の基準等について」（別紙）は、上記の認定の基準及び各基準に係る審査の観点の案を整理したものであり、今後、これを基に、「国際共同利用・共同研究拠点（仮称）の認定等に関する規程（文部科学省告示）」（仮称）及び「国際共同利用・共同研究拠点（仮称）の新規認定に関する要項」を策定する予定。
 - ※ なお、別紙の作成に当たっては、国立大学附置研究所・センター長会議及び国立大学共同利用・共同研究拠点協議会の意見書の記載内容を適宜反映させている。

国際共同利用・共同研究拠点（仮称）の認定の基準等について

(注) 以下は、「共同利用・共同研究拠点における国際的な研究環境の整備について（意見の整理）」において、認定の基準に関して示された4事項に基づき、整理したものである。

認定の基準及び各基準に係る審査の観点の案を整理しており、1.～11. が、認定の基準の案である。うち下線部以外の部分は、共同利用・共同研究拠点の認定の基準と共通の内容であり、下線部は、国際共同利用・共同研究拠点（仮称）の認定の基準として新たに追加した内容である。

認定の基準は、「国際共同利用・共同研究拠点（仮称）の認定等に関する規程（文部科学省告示）」（仮称）に規定し、各基準に係る審査の観点は、「国際共同利用・共同研究拠点（仮称）の新規認定に関する要項」に記載する予定である。

①国際的にも質の高い研究資源を備えていること

1. 共同利用・共同研究に必要な施設、設備、資料、データベース等を備えており、これらが、国際的な水準に照らし、質の高いものであると認められること

【審査の観点】

- ・共同利用・共同研究に必要な施設、設備、資料、データベース等を保有しているか
- ・共同利用・共同研究のために保有している施設、設備、資料、データベース等が、当該研究分野における国際的な水準に照らして、質の高いものと認められるか
- ・施設、設備、資料、データベース等が共同利用・共同研究にどの程度利用されているか。うち海外の研究施設に在籍する研究者（以下「海外研究者」という。）にどの程度利用されているか

②卓越した研究者やリーダーが在籍するなど、国際的にも中核的な研究施設である
こと

2. 申請施設が、研究実績、研究水準、研究環境、研究者の在籍状況等に照らし、当該申請施設の目的たる研究の分野において、国際的に中核的な研究施設であると認められること

【審査の観点】

- ・研究実績やその水準について、研究分野の特性に応じ、論文数、国際共著論文の数・割合、TOP10%補正論文の数・割合、国際共同研究の実施件数、著書数、大型国際プロジェクトの実施状況、海外での招待講演数、データベース等の学術資源の国際機関による利用・引用実績等から、当該研究分野において、国際的に中核的な研究施設であると認められるか
- ・研究環境について、施設、設備、資料、データベース等の整備・利用状況や技術的・事務的な支援体制から、当該研究分野において、国際的に中核的な研究施設であると認められるか
- ・研究者の在籍状況について、卓越した研究者やリーダーの在籍の状況から、当該研究分野において、国際的に中核的な研究施設であると認められるか
- ・その他、海外との研究者の派遣・受入れの状況、国際協定の締結状況、海外への協力・貢献の状況、国際研究集会の開催状況等から、当該研究分野における国際的に中核的な研究施設であると認められるか。研究活動における不正行為及び研究費の不正使用への対応に関する体制整備がなされているか
- ・ネットワーク型拠点の場合、ネットワーク全体として国際的に中核的な研究施設であると認められるか

3. 共同利用・共同研究に国内外から多数の関連研究者が参加することが見込まれること

【審査の観点】

- ・研究者コミュニティの規模や申請施設の規模等を考慮して、国内外から多数

の関連研究者の参加が見込まれるか

- ・ 共同利用・共同研究の実績（共同研究者数うち海外研究者数）はどの程度か
- ・ 対象となる研究者コミュニティが明確であり、当該拠点がコミュニティにとって必要不可欠であり、当該研究分野の発展に寄与するものか

4. 国内外の多数の関連研究者から申請施設を国際共同利用・共同研究拠点（仮称）として認定するよう要請があること

【審査の観点】

- ・ 国内外の研究者コミュニティから、国際共同利用・共同研究拠点（仮称）として認定するよう要請があるか

③外国の研究者に対する支援体制が充実していること

5. 共同利用・共同研究に参加する国内外の関連研究者に対し、申請施設の利用に関する技術的支援、必要な情報の提供その他の支援を行うために必要な体制を整備していること

【審査の観点】

- ・ 共同利用・共同研究に参加する関連研究者に対する支援業務に従事する専任職員（教員、技術職員、事務職員等）が十分配置されているか
- ・ 外国人研究者のため、英語による職務遂行が可能な職員（教員、技術職員、事務職員等）が十分配置されているか
- ・ 関連研究者に対して、必要な情報を継続的に提供するための体制が整備されているか
- ・ 拠点の活動内容に応じて、関連研究者が宿泊できる宿舎が確保されているか
- ・ 支援を行うために必要な体制を整備するに当たり、必要な全学的支援（予算・人員の配分等）が継続的に得られる見込みがあるか
- ・ ネットワーク型拠点の場合、当該拠点の運営の中核となる研究施設が設定され、当該施設が拠点の活動全体に責任を持って中心的役割を果たす体制が構築されているか

6. 国内外の関連研究者に対し、共同利用・共同研究への参加の方法、利用可能な施設、設備、資料、データベース等の状況、申請施設における研究の成果その他の共同利用・共同研究への参加に関する情報の提供を広く行っていること

【審査の観点】

- ・国内外の関連研究者に対して、各種媒体を用いて、共同利用・共同研究への参加の方法、利用可能な施設、設備、資料、データベース等の状況、申請施設の研究成果、支援の内容等の情報の提供を広く行っているか
- ・国内の関連研究者向けに、海外の研究動向や国際共同研究の成果等を紹介するためのシンポジウム等を開催しているか

④国際的に開かれた運営体制を構築していること

7. 共同利用・共同研究の実施に関する重要事項であって、申請施設の長が必要と認めるものについて、当該申請施設の長の諮問に応じる機関として、次に掲げる委員で組織する運営委員会等を置き、イの委員の数が運営委員会等の委員の総数の二分の一以下であること

- イ 当該申請施設を置く大学の職員
- ロ 関連研究者
- ハ その他当該申請施設の長が必要と認める者

【審査の観点】

- ・研究者コミュニティの意向を適切に反映できる人数・構成となっているか
- ・ネットワーク型拠点の場合、全体として拠点機能を発揮できる構成となっているか

8. 当該申請施設の目的たる研究の分野の国際的な動向を把握し、運営に反映するために必要な体制を整備していること

【審査の観点】

- ・申請施設の実情を踏まえ、例えば、海外研究者をアドバイザーや運営委員会等の委員に任命するなど、当該研究分野の国際的な動向を把握し、運営に反映するために必要な体制が整備されているか

9. 共同利用・共同研究の課題等を、広く国内外の関連研究者から募集し、関連研究者その他の申請施設を置く大学の職員以外の者の委員の数が委員の総数の二分の一以上である組織の議を経て採択を行っていること

【審査の観点】

- ・研究者コミュニティの意向や当該研究分野の動向等を適切に反映できる人数
- ・構成となっているか
- ・共同利用・共同研究の課題等の募集方法や採択方法が明確になっているか
- ・国際公募を行っているか。課題等の採択に当たり、国内の関連研究者と海外研究者との間の適切なバランスに配慮しているか

その他

10. 若手研究者の育成に積極的に取り組んでいること

【審査の観点】

- ・若手研究者の登用を進め、研究に取り組みやすい環境を整備しているか
- ・国際的な研究ネットワークの核となる若手研究者の育成に積極的に取り組んでいるか
- ・博士課程教育に積極的に関与しているか

11. 申請施設が、大学の学則その他これに準ずるものに記載されていること

【審査の観点】

- ・申請施設が、大学の学則、大学組織規則、研究所組織規程等に明確に位置付けられているか
- ・ネットワーク型拠点の場合、全ての構成施設がこれらの観点を満たしているか。